

鹿児島県立加治木高等学校いじめ防止基本方針

本校のいじめ認知に関する基本認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る。
- ・ネット上のいじめなどで、表面化しにくくなっている。
- ・まだ気づいていないいじめがある。
- ・いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

本校のいじめ防止に関する基本的な考え方・理念

- ・すべての教育活動の中で居場所づくりや仲間づくりを促し、生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成を図り、自己指導能力を高める。
- ・いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ことから、いじめ察知の感度を高め早期発見と早期対応を図る。
- ・いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守ることと同時にいじめている生徒の根本原因を明らかにし、真の解決を行う。

いじめ防止対策委員会

[内容]

- ・いじめ防止基本方針の周知を図り、未然防止的な生徒指導を促す。
- ・情報集約を行い、いじめ認知及びいじめに対する措置を行う。
- ・校内外の関係者との連携及びコーディネートを行う。
- ・いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ・年間を通じた取組を顧みて、次年度への計画を再構築する。
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

[構成]

校長・教頭・生徒指導主任・各学年主任・生徒指導係・教育相談係・養護教諭・スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー) ※状況に応じて、担任・部顧問等を加える。

本校の取組

- ・いじめの未然防止（第一次支援：開発的な生徒指導）
小さなことでも見逃さない姿勢を保ち、生徒の内外面の変化や悩みに気づく心のアンテナを張り巡らせ、生徒理解に努める。また、行動の背景となる要因について思いを馳せ、心に届く指導・支援を行う。すべての教育活動の中で居場所づくりや仲間づくりを促し、気配り目配りなど規範意識の高揚を促進していくとともに、生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成を行う。
- ・いじめの早期発見（第二次支援：予防的な生徒指導）
校内外における情報収集と情報共有に努め、生徒の変容に気づけるよう感度を高めながらいじめの察知と認知を行う。
- ・いじめへの早期対応（第三次支援：対処的な生徒指導）
校内外において慎重に行うべき行動と迅速に行うべき行動を区別し、組織的に対応する。いじめの指導・支援に取り組み、真の解決につなげる。また事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。法を犯す行為に対しては、警察などに相談して協力を求める。

家庭・地域との連携

- ・学級PTA
- ・学年PTA
- ・PTA総会
- ・学校関係者評価委員会

県教育委員会・県教育総合センターとの連携

- ・指導主事の派遣及び助言
- ・いじめ問題解決チーム派遣及び助言
- ・研修等への講師派遣
- ・教育相談課
(いじめ・不登校等、子どもに関する相談)
- ・特別支援教育研修課
(障害やつまずきのある子ども等の相談)

関係機関との連携

- ・警察署 ・県中央児童相談所 ・民生委員
- ・児童委員 ・子育て支援センター ・医師
- ・保健師 ・県弁護士会 ・県PTA連合会
- ・児童福祉関係課 ・県精神保健福祉センター
- ・くらし・しごとサポートセンター
- ・かごしま子ども・若者総合相談センター
- ・鹿児島県地方法務局人権擁護課